

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について

令和2年5月11日

令和2年4月30日に令和2年度補正予算及び国税・地方税に関する法律が成立し、政府においては新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における予算・税制措置を講じることとなっています。

つきましては、国税庁や総務省、厚生労働省が公開している各種税制措置等に関する情報をご紹介します。

○国税に関する措置

- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

○地方税に関する措置

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

○社会保険料に関する措置

- ・社会保険料の猶予等について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

以上